

## 岐阜県短時間巡回型訪問介護基盤強化事業 参加事業者募集のごあんない

○補助の対象となるのは誰ですか？

岐阜県内の指定居宅介護支援事業所です。

○どんな事業に補助が出るのですか？

『身体介護20分未満の区分』または『身体介護30分未満の区分』を含むケアプランの作成に対して、県から補助金を交付します。

### ◆補助の対象と金額◆

- ・身体介護20分未満を含むケアプラン  
1件につき、1,000円／月
- ・身体介護30分未満を含むケアプラン  
1件につき、500円／月



※身体介護20分未満と30分未満の両方を含む場合は、身体介護20分未満のみを対象とします。

### ◆補助金の申請◆

受付開始：平成25年11月20日

※補助金の申請に必要な所定の様式により申請を受け付けます。

詳しくは「岐阜県短時間巡回型訪問介護基盤強化事業費補助金交付要綱」をご覧ください。

補助事業対象期間：平成25年12月1日～平成26年3月31日



お問い合わせ先

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 介護事業者係  
電話 058-272-8298  
メール c11215@pref.gifu.lg.jp